

新ラチェット特約のご案内

契約日から契約日を含めて3年経過した直後の契約応当日までに、ご契約者様からのお申し出により、『新ラチェット特約』*1を付加することができます。

*1 当チラシでは「新ラチェット特約(変額個人年金保険(年金総額保証I型)用B型)」を「新ラチェット特約」と省略して記載します。

1. 特徴 5年ごとのラチェット判定から**毎年のラチェット判定に変更**

毎年の運用成果をラチェット保証額(年金の受取総額と死亡保障の最低保証額)に反映できるようになります。

※ラチェット保証額は一度ふえたら下がりません。

※特別勘定年金での受け取りまたは終身保障に移行した場合も毎年ラチェット判定を行います。

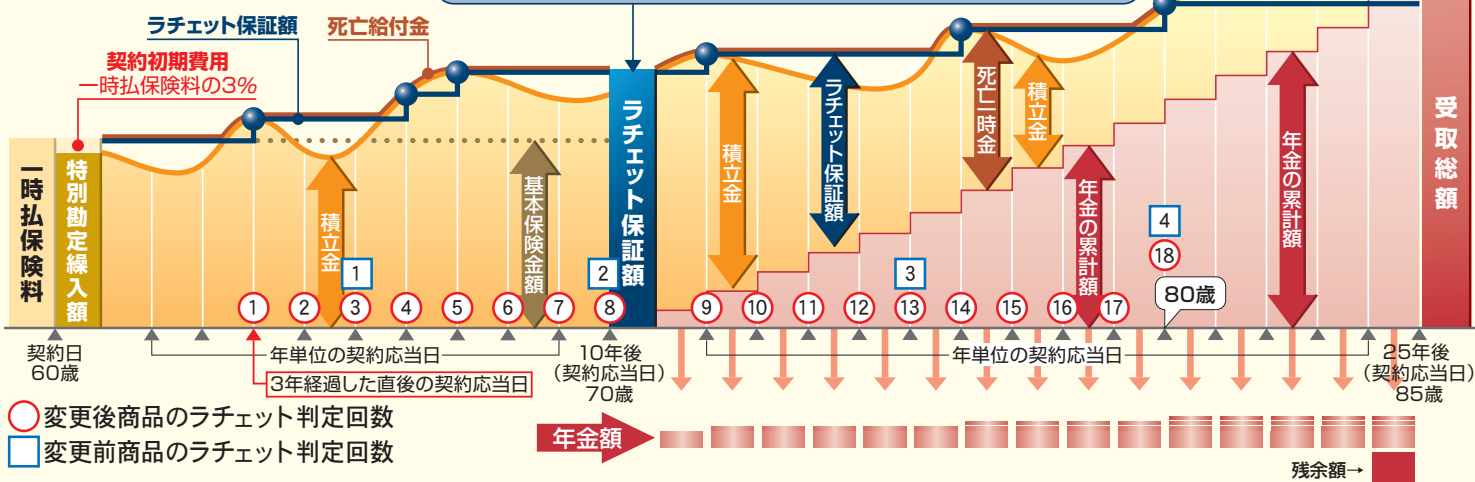
ラチェット判定回数が増加し、ラチェット保証額(年金の受取総額と死亡保障の最低保証額)がラチェットするチャンスが多くなります。

※ラチェット判定=保険年齢80歳で迎える契約応当日まで

※本特約を付加して毎年のラチェット判定に変更していただいても、ラチェット保証額が5年ごとのラチェット判定の場合と比較して、必ずしも大きくなるわけではありません。

契約時の 被保険者年齢 (保険年齢)	ラチェット判定回数		
	変更後		変更前
	特別勘定年金受取	終身保障移行	特別勘定年金受取 終身保障移行
50歳	22回	28回	4回
60歳	○ 18回	18回	□ 4回
65歳	13回	13回	3回
70歳	8回	8回	2回
75歳	3回	3回	1回

(60歳で契約し、特別勘定年金を)
選択した場合のイメージ図



※上図はご契約日以後6回ラチェットが適用された場合で、一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。将来のラチェット保証額、積立金額および死亡給付金等を保証するものではありません。また、積立金とラチェット保証額は年金をお受け取りいただいた分、減少します。

変更日	契約日から契約日を含めて3年経過した直後の契約応当日
手続き期間	契約日から契約日を含めて3年経過した直後の契約応当日の前日まで

※この特約を付加した後にこの特約のみを解約することはできません。また手続き期間を過ぎた場合には付加することはできません。

2. 費用 保険関係費*2が年率2.50%から**年率2.65%に変更**

『新ラチェット特約』を付加した場合、保険関係費は、契約日から3年経過した直後の契約応当日から年率2.65%に変更されます。

*2 死亡給付金等の最低保証のための費用、ご契約の締結、維持等に必要費用です。特別勘定の資産総額に対して年率2.65%の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。新ラチェット特約を付加しない場合の保険関係費は、従来と変わらず年率2.50%です。

●新ラチェット特約の付加をご希望される場合には、マニライフ生命の所定の手続きが必要となります。「新ラチェット特約(変額個人年金保険(年金総額保証I型)用B型)付加手続請求書」に必要事項を記入の上、保険証券とあわせて、マニライフ生命にお送りください。

●詳細な内容につきましては、同封の新ラチェット特約の「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、右記「マニライフ生命 変額年金カスタマーセンター」までお問い合わせください。

お問い合わせ

Manulife マニライフ生命保険株式会社

変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008

お問い合わせ時間/月～金 9:00～17:00

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)